

ながさき農林業大賞実施要領

1 趣旨

地域の特色を活かした先進的な活動を展開し、成果を上げている農林業者・組織等を表彰することにより、個々の農林業経営改善意欲を助長するとともに農林業・農村の活力ある発展を促進する。

また、その実績を広く県民へ紹介することにより、県民の農林業に対する理解を深めるとともに農林業の大切さ等を伝える食農教育の機会とする。

2 実施主体

主催 ながさき農林業大賞運営委員会

長崎県

協賛団体

(長崎県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長崎県本部、長崎県農業会議、長崎県畜産協会、長崎県花き振興協議会、長崎県茶業振興協議会、西九州たばこ耕作組合、長崎県森林組合連合会、長崎県土地改良事業団体連合会、長崎県農業経営改善ネットワーク、長崎県青果市場連合会、長崎県市長会、長崎県町村会、NHK長崎放送局、長崎新聞社)(順不同)

後援 長崎県生活協同組合連合会、NBC長崎放送、KTNテレビ長崎、NCC長崎文化放送、NIB長崎国際テレビ、毎日新聞社、朝日新聞社、西日本新聞社、読売新聞西部本社(順不同)

3 運営委員会

(1) 目的

ながさき農林業大賞の円滑な運営を図る。

(2) 事業

目的を達成するために、次の事業を行う。

ながさき農林業大賞の計画及び実施に関すること

関係機関及び団体との連絡調整に関すること

その他、目的を達成するために必要な事項

(3) 構成

別表1に掲げる者(以下「委員」という。)で構成する。

(4) 役員

会長1名、副会長1名及び監事2名をおく。

会長は長崎県農林部長とし、副会長及び監事は委員の中から互選する。

(5) 職務

会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

監事は、会計事務を監査する。

(6) 会議

次の事項について審議し決定するため、会長が招集し、議長となる。

事業計画及び報告に関する事項

協賛団体協賛金等の適正な執行に関する事項

受賞者の決定に関する事項

実施要領の制定及び改廃に関する事項

その他必要な事項

会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(7) 事務局

運営委員会の事務を処理するため、長崎県農林部農政課内に事務局を置く。構成員は、別表2に掲げる者とする。

4 参加対象

(1) トップファーマー（経営体）

県内において第3期ながさき農林業・農山村活性化計画（以下「県活性化計画」という。）に沿って先進的に取り組み、成果を上げている認定農業者・林業者（いずれも法人を含む）

(2) いきいきファーム（組織）

県内において県活性化計画に沿って先進的に取り組み、成果を上げている農林業者の組織（法人を含む）

(3) げんきビレッジ（地域）

県内において県活性化計画に沿って先進的に取り組み、成果を上げており、継続的かつ今後の成長が期待できる農林業者の組織及び農山村の保全活動に取り組む自治会、NPO法人等

(4) 特別部門

本県の農林業の発展や農村地域の活性化に取り組み、功績のある農林業関連企業、食品関連企業、消費者団体等及び個人。

出品条件（トップファーマー、いきいきファーム（産地集団部門））

農林水産祭参加表彰行事として位置づけ、その「出品条件として生産規模・経営規模等の最低基準」は、農林水産祭参加表彰行事に準じ（昭和37年6月12日付け37総第1369号農林事務次官依命通達 農林水産祭表彰要領6、「農林水産祭参加表彰行事における出品条件」）、別表3のとおりとする。

5 推薦手続き

(1) 賞の啓発及び推薦候補者の掘り起こし並びに自薦希望者による申し込み

県（振興局農林（水産）部）及び協賛団体においては、ながさき農林業大賞の啓発活動を行い、その年度の部門別の推薦候補者の掘り起こしに努め、推薦母体である市町を支援する。

トップファーマー（経営体）へ自薦による参加を希望する認定農業者・林業者（いずれも法人を含む）は、申込書（ながさき農林業大賞応募申込書 様式1）を市町へ提出する。

(2) 市町による推薦

市町はJA、振興局農林（水産）部の支援を得ながら推薦調書（様式2,3,4,5,6,7,8,9,10のいずれか）を作成し、当該市町を所管する振興局長へ提出する。振興局長は、運営委員会へ提出する。

6 推薦部門

(1) トップファーマー（経営体）

下記9部門において、食の安全・安心や環境に配慮し、技術・経営がトップクラスにある認定農業者・林業者（いずれも法人を含む）を表彰する。

露地野菜 施設野菜 果樹 花き 畜産 農産 特産 林産 しまの農林業経営

同一人物は、長崎県知事賞については、同一部門では2回まで受賞可能とし、過去の農業賞受賞者の出品は妨げないものとする。
（ただし、農林水産祭及び全国段階コンクールへの推薦は1回限りとする）

しまの農林業経営部門の対象地域は、島しょとする。

(2) いきいきファーム（組織）

下記2部門に先進的に取り組み、成果を上げている農林業者の組織を表彰する。

産地集団部門

産地や組織の振興計画を策定する等、生産・担い手・農地・販売等の対策に取り組む組織

地産地消・食農部門

地産地消、消費者との交流、食農教育等に取り組む組織

(3) げんきビレッジ（地域）

下記4部門に先進的に取り組み、成果を上げており、継続的かつ今後の成長が期待できる農林業者の組織（土地改良区を含む）や自治会、NPO法人等を表彰する。

集落営農・地域営農部門

集落ぐるみの営農、農作業受委託、共同機械利用、基盤整備後営農確立等に取り組む組織

農山村地域保全部門

鳥獣害対策、森林整備活動、中山間地域活性化等の農山村の保全活動に取り組む組織

都市との交流部門

グリーン・ツーリズム、コミュニティビジネスの展開等に取り組む組織

農産加工部門

農商工連携、加工品開発の取組等の6次産業化に取り組む農林業者等の組織

(4) 特別部門

農林業生産方式の改善に貢献した農林業関連企業、本県産農林産物を活用している食品関連企業、生産者と消費者との相互理解の促進に取り組んでいる消費者団体等、本県農林業の発展に顕著に貢献した組織及び個人を表彰する。

7 審査

受賞候補者（組織）の選定は、ながさき農林業大賞審査会により行う。
運営委員会は、審査会に審査を諮問し、審査会は運営委員会にその結果を答申する。

(1) 予備審査会

予備審査会は、各部門毎に別表4に掲げる県関係者、農林業団体の代表をもって構成する。各部門毎に受賞候補を選出し、審査会へ提出する。

(2) 審査会

審査会は、別表5に掲げる県関係者、農林業団体の代表、消費者代表、学識経験者等をもって構成する。

(3) 審査基準

審査の方法、内容等に関しては、別に定める審査規程により行うものとする。

(4) 賞の種類及び点数

長崎県知事賞 16点以内（各部門1点以内、ただし産地集団部門については、農業1点、林業1点以内とする）

運営委員長賞 15点程度（各部門1点程度）

特別賞（知事名） 1点程度

トップファーマー（経営体）の各部門、及びいきいきファームの産地集団部門の長崎県知事賞受賞者のうち、本要領の4.参加対象に定める出品条件を満たす最も優秀な1点を農林水産大臣賞に推薦することができる。

8 表彰

審査会において選定された農林業者及び組織に対し、長崎県知事賞、運営委員長賞、特別賞を贈呈する。

（トップファーマー（経営体）、及びいきいきファームの産地集団部門においては、応募が30点以上あった場合、農林水産大臣賞に1点推薦することができる。）

なお、トップファーマー（経営体）については、次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあっては夫婦連名で表彰することができる。

但し、農林水産祭参加行事の農林水産大臣賞に限る。

(1) 家族経営協定を締結していること。

(2) 推薦調書等において経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が概ね5割に達していると確認できること。

(3) 振興局農林（水産）部による夫婦の経営参画等に関する意見書が添付されていること。

また、長崎県知事賞における夫婦連名の審査基準については、農林水産祭参加行事に準じる。

9 受賞者の業績の普及

受賞した農業者及び組織については、その業績の内容を報道関係機関や印刷物等を通じて広く県下に紹介する。

10 その他

この要領に定めるもののほか、本表彰事業の実施について必要な事項は、運営委員会長が定める。

附則	本要領は、	平成18年	4月	24日	より施行する。
附則	本要領は、	平成19年	4月	23日	より施行する。
附則	本要領は、	平成20年	4月	23日	より施行する。
附則	本要領は、	平成21年	4月	22日	より施行する。
附則	本要領は、	平成22年	4月	21日	より施行する。
附則	本要領は、	平成23年	4月	21日	より施行する。
附則	本要領は、	平成24年	4月	20日	より施行する。
附則	本要領は、	平成25年	4月	23日	より施行する。
附則	本要領は、	平成27年	4月	24日	より施行する。
附則	本要領は、	平成28年	4月	27日	より施行する。
附則	本要領は、	平成29年	4月	26日	より施行する。
附則	本要領は、	平成31年	4月	23日	より施行する。
附則	本要領は、	令和2年	5月	13日	より施行する。
附則	本要領は、	令和3年	5月	12日	より施行する。
附則	本要領は、	令和4年	4月	20日	より施行する。
附則	本要領は、	令和5年	4月	21日	より施行する。
附則	本要領は、	令和6年	4月	17日	より施行する。

別表 1 ながさき農林業大賞運営委員会構成

構成機関・団体	委員名	役職名
長崎県	農林部長	会長
長崎県農業協同組合中央会	代表理事会長	副会長
全国農業協同組合連合会長崎県本部	本部長	監事
長崎県農業会議	会長	監事
長崎県畜産協会	会長	
長崎県花き振興協議会	会長	
長崎県茶業振興協議会	会長	
西九州たばこ耕作組合	組合長	
長崎県森林組合連合会	会長	
長崎県土地改良事業団体連合会	会長	
長崎県農業経営改善ネットワーク	会長	
長崎県青果市場連合会	会長	
長崎県市長会	会長	
長崎県町村会	会長	
N H K 長崎放送局	局長	
長崎新聞社	社長	

別表 2 ながさき農林業大賞運営委員会事務局構成

構成機関	職名	役職名
長崎県農林部農政課	課長 総括課長補佐 研究・普及班 課長補佐 研究・普及班 担当者	事務局長

別表3 出品条件：トップファーマー（経営体）

	農産・蚕糸	園芸	畜産	林産
最低基準	<p>耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、茶、こんにゃく及びその他地域の特産農産物に係る施設園芸については、50アール以上の経営</p> <p>桑園 40アール以上の経営</p>	<p>耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、施設園芸については、耕地50アール以上の経営</p> <p>果樹園50アール以上の経営</p>	<p>乳用牛 経産牛10頭以上の経営</p> <p>肉用牛 5頭以上の経営</p> <p>豚 80頭以上の経営 ただし、繁殖専門経営の場合は、子取りめす豚10頭以上の経営</p> <p>採卵鶏 700羽以上の経営</p> <p>ブロイラー 年間出荷羽数 30,000羽以上の経営</p>	<p>林地 3ヘクタール以上の経営</p> <p>苗ほ 50アール以上の経営</p> <p>しいたけほだ木 3,000本以上の経営</p>

別表4 ながさき農林業大賞予備審査会構成員

総括審査チーフ：農業イノベーション推進室担当者

別表4 - 1 トップファーマー（露地野菜部門）

構成機関・団体	予備審査委員名	役職名
長崎県農林部	農業イノベーション推進室 技術普及・高度化支援班担当者 農産園芸課野菜班担当者 農林技術開発センター担当者	審査チーフ 副審査チーフ
全国農業協同組合連合会長崎県本部		

別表 4 - 2 トップファーマー（施設野菜部門）

構成機関・団体	予備審査委員名	役職名
長崎県農林部 全国農業協同組合連合会長崎県本部	農業イノベーション推進室 技術普及・高度化支援班担当者 農産園芸課野菜班担当者 農林技術開発センター担当者 担当者	審査チーフ 副審査チーフ

別表 4 - 3 トップファーマー（果樹部門）

構成機関・団体	予備審査委員名	役職名
長崎県農林部 全国農業協同組合連合会長崎県本部	農業イノベーション推進室 技術普及・高度化支援班担当者 農産園芸課果樹班担当者 農林技術開発センター担当者 担当者	審査チーフ 副審査チーフ

別表 4 - 4 トップファーマー（花き部門）

構成機関・団体	予備審査委員名	役職名
長崎県農林部 全国農業協同組合連合会長崎県本部 長崎県花き振興協議会	農業イノベーション推進室 技術普及・高度化支援班担当者 農産園芸課花き特産班担当者 農林技術開発センター担当者 担当者 担当者	審査チーフ 副審査チーフ

別表 4 - 5 トップファーマー（畜産部門）

構成機関・団体	予備審査委員名	役職名
長崎県農林部 全国農業協同組合連合会長崎県本部 長崎県畜産協会	農業イノベーション推進室 技術普及・高度化支援班担当者 畜産課担当者 農林技術開発センター担当者 担当者 担当者	審査チーフ 副審査チーフ

別表 4 - 6 トップファーマー（農産部門）

構成機関・団体	予備審査委員名	役職名
長崎県農林部 全国農業協同組合連合会長崎県本部	農業イノベーション推進室 技術普及・高度化支援班担当者 農産園芸課農産共済班担当者 農林技術開発センター担当者 担当者	審査チーフ 副審査チーフ

別表４ - ７ トップファーマー（特産部門）

構成機関・団体	予備審査委員名	役職名
長崎県農林部 長崎県茶業振興協議会 西九州たばこ耕作組合	農業イノベーション推進室 技術普及・高度化支援班担当者 農産園芸課花き特産班担当者 農林技術開発センター担当者 担当者 担当者	審査チーフ 副審査チーフ

別表４ - ８ トップファーマー（林産部門）

構成機関・団体	予備審査委員名	役職名
長崎県農林部 長崎県森林組合連合会	林政課担当者 林政課担当者 農林技術開発センター担当者 担当者	審査チーフ 副審査チーフ

別表４ - ９ トップファーマー（しまの農林業経営部門）

構成機関・団体	予備審査委員名	役職名
長崎県農林部 関係農業団体	農業イノベーション推進室 技術普及・高度化支援班担当者 関係課担当者 農産園芸課担当者 農林技術開発センター担当者 担当者	審査チーフ 副審査チーフ

別表４ - 10 いきいきファーム（産地集団部門）

構成機関・団体	予備審査委員名	役職名
長崎県農林部 長崎県農業協同組合中央会 長崎県農業会議 長崎県森林組合連合会	農業イノベーション推進室 技術普及・高度化支援班担当者 農産園芸課担当者 関係課担当者 農林技術開発センター担当者 担当者 担当者 担当者	審査チーフ 副審査チーフ

別表４ - １ １ いきいきファーム（地産地消・食農部門）

構成機関・団体	予備審査委員名	役職名
長崎県農林部 長崎県農業協同組合中央会 長崎県農業会議	農山村振興課担当者 農山村振興課担当者 農政課担当者 担当者 担当者	審査チーフ 副審査チーフ

別表４ - １ ２ げんきビレッジ

（集落営農・地域営農部門、農山村地域保全部門、都市との交流部門、農産加工部門）

構成機関・団体	予備審査委員名	役職名
長崎県農林部 長崎県産業労働部 長崎県農業協同組合中央会 長崎県農業会議 長崎県土地改良事業団体連合会 長崎県森林組合連合会	農業イノベーション推進室担当者 農山村振興課担当者 農業経営課担当者 農産園芸課担当者 農産加工流通課担当者 農村整備課担当者 林政課担当者 農林技術開発センター担当者 工業技術センター食品開発支援センター担当者 担当者 担当者 担当者 担当者	（注）

（注）

集落営農・地域営農部門

審査チーフ：農業経営課担当者

農山村地域保全部門

審査チーフ：農山村振興課担当者

都市との交流部門

審査チーフ：農山村振興課担当者

農産加工部門

審査チーフ：農産加工流通課担当者

別表5 ながさき農林業大賞審査会構成員

構成機関・団体	審査委員名	役職名
長崎県	農林部次長（技術） 農林部次長 農林部農政課長 農林部農業イノベーション推進室長 農林部団体検査指導室長 農林部農山村振興課長 農林部農業経営課長 農林部農産園芸課長 農林部農産加工流通課長 農林部畜産課長 農林部農村整備課長 農林部諫早湾干拓課長 農林部林政課長 農林部森林整備室長 農林技術開発センター所長	委員長
長崎県農業協同組合中央会	参事	
全国農業協同組合連合会長崎県本部	副本部長	
長崎県農業会議	事務局長	
農業者代表	長崎県農業経営改善ネットワーク 副会長	
消費者代表	長崎県生活協同組合連合会長	
学識経験者		
NHK長崎放送局	コンテンツセンター長	
長崎新聞社	メディアビジネス局事業部専任部長	